

鎌倉市特定不妊治療費の助成について (R3.3~)

鎌倉市市民健康課

鎌倉市では、平成 29 年 4 月 1 日から特定不妊治療にかかる費用の一部を助成し、出産を希望するご夫婦に経済的な支援を行っています。

□ 特定不妊治療とは

不妊症と診断された方に対して行われる医療保険適用外の体外受精及び顕微授精をいいます。

□ 助成の対象者 (次の要件をすべて満たしている方が対象者です。)

- 1 「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」(以下「県要綱」という)による助成の決定を受けている方(市町村が行う当該事業は県の助成事業の上乗せ事業となります。)
- 2 申請者のいずれかが、治療期間内に鎌倉市に住民登録があること

□ 助成内容

特定不妊治療に要した費用から神奈川県から受けた助成額を控除した額(1,000 円未満の端数は切り捨てた額)について、100,000 円を限度に助成します。限度額に満たない時は、その額を助成額とします。

ただし、他市町村の特定不妊治療費助成事業で助成を受けた治療費は対象となりません。また、助成を受けることができる回数は、県要綱に基づきます。

□ 申請の方法

県要綱による助成の決定通知書の日付から起算して1年以内に鎌倉市役所市民健康課(本庁舎 1階 30番窓口)に申請してください。

(県の申請期間は治療終了日から 60 日以内ですのでご注意ください。)

<必要書類>

- 1 鎌倉市特定不妊治療費助成申請書(第1号様式)
- 2 神奈川県不妊に悩む方への治療支援事業の承認決定通知書の写し
- 3 神奈川県不妊に悩む方への治療支援事業の受診等証明書の写し
(※神奈川県に提出する前に必ずコピーをしておいてください。)
- 4 特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)の領収書の写し

忘れずにね!

□ 助成金の交付方法

申請内容の審査後、申請者に交付(不交付)決定通知書(第2号様式)をお送りし、申請時に指定していただいた口座に助成金を振り込みます。



□ 助成拡充について

令和3年1月1日以降に終了した治療への助成については、夫婦の要件や助成回数について変更があります。詳細は神奈川県のホームページ等をご確認ください。

□ **神奈川県内の指定医療機関** (神奈川県ホームページにて最新の情報をご確認ください。)

医療機関名	所在地	電話番号
山近記念総合病院	小田原市小八幡3-19-14	0465-47-7151
愛育レディースクリニック	大和市南林間2-13-3	046-277-3316
東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121
海老名レディースクリニック	海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー24F	046-236-1105
湘南レディースクリニック	藤沢市鶴沼花沢町1-12 第5相澤ビル6F	0466-55-5066
メディカルパーク湘南	藤沢市湘南台1-24-7	0466-41-0331
矢内原ウィメンズクリニック	鎌倉市大船1-26-29-4F	0467-50-0112
湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保500	0467-83-9111
山下湘南夢クリニック	藤沢市鶴沼石上1-2-10ウエルピース藤沢4F	0466-55-5011
須藤産科婦人科医院	秦野市南矢名4-12-12	0463-77-7666
小田原レディスクリニック	小田原市城山2-1-5	0465-35-1103

※神奈川県では、他の都道府県、政令指定都市、中核市が指定する医療機関も指定医療機関とみなしています。

□ **Q&A**

《対象となる方》

Q 1 夫婦とも鎌倉市に住んでいますが、住民登録は鎌倉市以外にあります。対象となりますか。

A 実際に住んでいても、住民登録のない場合は対象となりません。夫婦のどちらか一方が鎌倉市に住民登録があれば対象となります。

《対象となる治療》

Q 2 夫も不妊治療を行いました。対象となりますか。

A 特定不妊治療の一環として、男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）を行った場合も対象となります。不妊治療の対象者が夫のみ、妻のみ、夫婦ともの場合でも対象になります。

《対象となる費用》

Q 3 特定不妊治療を受け、50万円かかりました。助成金はいくらですか。

A 治療の内容により、助成対象とならない費用が含まれる場合もありますので、まず県（鎌倉保健福祉事務所保健福祉課：電話 0467-24-3900）に助成金の申請をしてください。県要綱による助成決定後に鎌倉市に申請をします。例えば、県の助成金額が30万円であった場合、差額の治療費用の20万円に対して、鎌倉市から上限10万円を助成します。

※ 当事業の申請は、県事業の助成決定を受けていることが申請の条件となります。



お問い合わせ 〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市 健康福祉部 市民健康課(本庁舎1階30番窓口)

電話：0467-61-3944 (直通)